

# 水資源機構 令和5年度・第1回入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和5年7月7日(金) 機構本社会議室(WEB併用)		
委員	栗田 誠(大学教授) 篠原焔夫(弁護士) 中村好男(大学名誉教授) 田中規夫(大学院教授) 森 裕(県代表監査委員)		
審査対象期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日		
抽出案件	総件数	6 件	(備考)
工事	一般競争入札	2 件	
	公募型指名競争入札	0 件	
	通常指名競争入札	1 件	
	随意契約	0 件	
建設コンサルト	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	0 件	
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0 件	
	標準プロポーザル	0 件	
	一般競争入札	1 件	
	通常指名競争入札	1 件	
	随意契約(競争性のある)	0 件	
	随意契約(特命随意契約)	0 件	
	補償契約	1 件	

## 1. 審議対象の入札等案件に対する委員からの意見・質問、それに対する回答等

### (1) 一般競争入札(工事)

### 【宮前地区管理用道路(1-1工区)工事】

意見・質問	回答
・道路工事はいくつに分割発注しているのか。その理由如何。	・工事用道路は平成27年度から工事を開始し、これまでに8つの工事工区を完成させている。令和5年度は2つの工区の工事を順次施工しており、次年度に残り1つの工区の工事を完成させ、合計11の工事工区の全ての工事が完成する予定である。分割数については、施工箇所が急峻な山間地形であり、年間で施工が可能な延長から工区割を実施している。
・本工事が軽量盛土工と補強土壁工の両方が含まれる工事であるならば、両方の施工実績を有することを要件とする方が適切ではないのか。また、評価点の配点において、同種工事の施工実績がある場合には2点、両方の施工実績がある場合には3点とする方が合理的ではないのか。	・本工事における施工量が大きく、工事単価が高い軽量盛土工を同種工事の要件とした。補強土壁工も本工事での重要工事であるが、軽量盛土工と比較すると一般的な工事内容であることから、類似工事として配点上の差異を設けている。
・参加資格のある会社はとても多いのに一者しか参加しないのは、山間僻地であるからか。地域要件の参加資格要件を絞ったときかなり広い範囲でとっているが、実際に参加可能な業者はどの程度の数があるのか、実態がよくわからない。	・ご指摘のとおり、入札参加者数が一者であった原因については、施工場所が急峻な山間僻地であるためであると考えている。また、本工事への入札参加が可能な有資格業者数は233者である。

<ul style="list-style-type: none"> <li>同種工事の設定において十分に競争性は確保されている入札参加可能者（204者）と入札した者（1者）の数のギャップの原因は分析されたか。</li> <li>近年の同種工事等では、同様に一者応札が多いのか。実際、どの程度の業者が入札に参加しているのか。</li> <li>入札参加者が少ない理由によっては、参加可能者の範囲を四国だけでなく中国地方にも広げるべきではないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札の要因分析としては、施工場所が急峻な山間僻地でありアクセス性が悪いことから、技術者確保が困難であったことと推定している。</li> <li>本工事に先行する令和3年度から4年度の工事用道路の工事においても、応札者は1者若しくは2者となっている。</li> <li>入札への参加者数が少ない主たる原因は、施工箇所へのアクセス性が悪いことと考えており、地域要件の緩和が入札参加の拡大につながることは考えにくいと判断している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本件入札が一者応札となった理由として、先に発注された2工区の工事を本件応札業者が落札しており、当該業者が当然に本件も落札すると受け止められていたことによるのではないかと思われる。2工区の工事の入札はどのような状況であったのか。</li> <li>令和3年度の2工区の工事の際は、何者入札に参加したのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の内容自体は一般的なものであり、先行工事の受注者でなければ施工が困難というような技術的に特殊な現場条件は無いものと考えている。ただし、当該施工箇所の狭隘性、アクセス性、近接箇所での同様の工事経験という点では、先行工事の受注者が本件を受注する上で優位であったことは推察できるところ。</li> <li>なお、「宮前地区管理用道路（2工区）工事」は二者応札であるが、当該業者が落札するに至っているところ。</li> <li>井原工業（株）：落札</li> <li>安藤工業（株）：予定価格超過</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度以後継続している本工事において、応札者数と落札率如何。</li> <li>また、今までの落札業者はすべて今回の業者と同じなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受注者は平成27年度以降、同一の業者となっている。</li> <li>平成27年度～令和2年度については、国土交通省からの受託前であるため応札者数及び落札率は不明であるが、令和3年度以降の応札者数及び落札率は、次のとおりである。</li> <li>【令和3年度】宮前地区管理用道路（2工区）工事 ：応札者数1 落札率97.8% 井原工業（株）</li> <li>【令和4年度】宮前地区管理用道路（1工区）工事 ：応札者数1 落札率95.7% 井原工業（株）</li> <li>【令和4-5年度】宮前地区管理用道路（2工区）工事 ：応札者数2 落札率98.6% 井原工業（株）</li> <li>【令和5年度】宮前地区管理用道路（1-1工区）工事 ：応札者数1 落札率99.3% 井原工業（株）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域精通度」について、工事の種別や施工条件等を問わず、施工場所の所在市における施工実績があれば当該地域に精通していると判断するのはいかにも安易ではないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受注意欲の向上及び競争参加者の増加を期待して、加点条件を設定している。</li> </ul>

(2) 一般競争入札（工事）

【阿木川ダム管理用水力発電設備配電整備工事】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>1991年の管理開始から、今回で何回目の配電盤整備工事になるのか。また、当初の管理用水力発電設備の設置工事や設置後の配電盤更新工事はどの業者が受注してきているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回が初回の更新となる。</li> <li>既設管理用水力発電設備及び配電盤設備は一括で電社（株）が納入している。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>「総合評価結果表」において、企業の技術力の要素中の工事成績の評価指標で70点未満の評価が0点となっているが、一方で、一般競争参加資格確認表に工事成績の評定点が65点以上であるとの記載があるので、65点以上70点未満の工事成績についても何らかの点数を与えるが必要と考えるが如何。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>65点というのは入札に参加できる最低限のレベルであり、70点は加点に値する最低のレベルと考えている。65点から69点の案件については加点の対象外としている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札となった要因について、どのようなことが考えられるか。</li> <li>入札参加可能者と入札した者の差のギャップの原因は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札不参加者への意見聴取結果（下記意見）から、一者応札となった要因としては、機器の製作期間や技術者の手配から敬遠されたものと考えている。（入札不参加者意見）</li> <li>内容を確認しただけで、参加する意思はなかった。</li> <li>機器の製作期間の目処が立たず、入札に参加できなかった。</li> <li>技術者の手配が困難であった</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加可能者はどれくらいと想定したのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の整備工事の工事要件にあてはまる入札参加可能者は水資源機構に登録されている約2,300者ほどとなる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>実際、最近の入札では、どの程度の事業者が入札に参加しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度に今回と同規模の電源設備更新工事を実施しており、その時の入札参加者数は4者となる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加者の範囲を広げた方が良いのではないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加の条件については、地域要件は設けず、同種工事施工実績についても水力発電設備又は高圧受変電設備工事の新設等といった必要な要件に限っており、可能な限り範囲を広げているものと判断している。</li> </ul>

### (3) 通常指名競争入札（工事）

### 【濃尾第二改築六條揚水機場弁類整備工事】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>当初の一般競争入札において、入札参加を辞退した業者の辞退理由は。当該業者は指名競争入札に指名されたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加を辞退した業者の辞退理由は、配置予定技術者が配置できなくなったためと聞いている。当該業者は指名競争入札において指名している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>不落・不調により一般競争入札から指名競争入札に移行する場合には「競争参加資格…に変更を行わないこと」とされているが、「電動式」ゲート・バルブの施工実績を要件としていたものを「制水弁」の施工実績に変更したことはこれに反することにならないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コリンズ（国交省所管法人の一般財産法人日本建設情報総合センターが管理・運営する工事实績情報のデータベース）の登録対象である500万円以上の制水弁であれば、通常の場合、電動式であると想定できるため、制水弁を施工した実績のある業者であれば、競争参加資格を満たしているので変更にはあたらないと考えた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>当初入札で入札参加可能者を想定した地域は、愛知、三重、岐阜であったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械設備工事では一般競争参加資格に地域要件を設けていないが、工事規模が小さいため、木曾川用水の近隣地域である愛知、三重、岐阜からの参加を想定していた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>不調の前の一般競争の際の入札参加可能者は何者と想定していたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加可能者は46者と想定していた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>落札業者以外の指名業者が「辞退」又は「入札書不着」となった要因として、どのようなことが考えられるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名業者の「辞退」又は「入札書不着」の要因としては、設備の新設工事では無く、既設の制水弁の改造工事であることが考えられる。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>1者以外はすべて辞退しているが、推定される理由如何。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事規模が小さいことが理由として推定される。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>応札が1者で落札したが、電子入札で絞らない方がふさわしい業者がいたのではないか（電子入札なしで2者減）。本来的には、電子入札よりも競争性の確保が優先されるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回工事において電子入札で絞った業者は何れも事業規模が大きい業者であり、工事規模が小さい今回工事に応札する事は考え難いところである。今回工事の指名において16者を指名した。16者あれば競争性が確保され、複数者からの応札があると考えたところである。今後は競争性の確保を念頭に電子入札で絞らないことも考慮する必要があると考えている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>時期的に、この程度の工事は入札不調の場合が多いのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正確なデータはないが、機械設備工事は1年を通じてこの程度の工事は入札の不調が多い。推定される理由としては、人手不足の状況から工事規模が小さな工事に限られた技術者を配置することが難しいものと考えられる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>参加業者が1者になってしまったのは工事規模が小さいことが原因ではないと言うことか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一概には言えないが、工事規模が小さいと応札業者が少なくなりやすいと感じている。</li> </ul>

#### (4) 一般競争入札 (測量)

#### 【下久保ダム堤体観測業務】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで本業務を受注してきた業者はどこか。従来の入札においては複数者の応札があったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31（令和元）年度の受注業者は（株）グラフィックス、令和2・3・4年度の受注業者は日本サーベイ（株）である。また、応札者数は、平成31（令和元）年度は2者、令和2年度は3者、令和3年度は3者、令和4年度は1者となっている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>予定価格と同額の入札価格であるが、そのようになった理由・要因としてどのようなことが考えられるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務は、積算基準において標準歩掛が設定されていないものであり、予定価格算出には過年度業務の実績を踏まえて作成した歩掛を使用している。そのため、入札公告の際、「見積参考資料」としてその歩掛を公表していることから、予定価格を推定することが容易となり、同額又はそれに近いような非常に高い落札率となる場合はあり得るものと推察される。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札となった要因として、どのようなことが考えられるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象業務の入札手続きにおいて、仕様書等の交付を行った業者数は2者であったが、うち1者は「一般競争参加」に係る書類提出を見送ったため一者応札となったところ。一者応札への対応のため、提出を見送った業者に対してその理由の聞き取りを実施したところ、「業務内容は問題なく実施可能と判断していたが、資料提出直前に他の案件での受注が決まり、技術者の配置が困難となったため、本案件は見送ることとした」との回答があったところである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加可能者は何者と想定していたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テクリス（国交省所管法人の一般財産法人日本建設情報総合センターが管理・運営する業務実績情報のデータベース）において「漏水量」、「変位量」、「揚圧力」のいずれかが含まれる業務実績</li> </ul>

	<p>のある者は600者以上あり、入札参加可能者は十分に存在すると考えていた。</p>
<p>・高い技術力を必要としない業務であれば、価格の競争性が保たれるようにしなければいけないと思うが、入札の際に工夫したことはあるか。</p>	<p>・より多くの参加者による競争性を確保するため、次のとおり2点の工夫を行った。</p> <p>①従来、履行期間を単年度としていたところを、受注者が安定的に業務を確保できるように2ヵ年度に渡る履行期間に変更</p> <p>②参加者に求める有資格者業種区分を「土木関係コンサルタント業務」(2,468者登録)から、より有資格者が多い「測量業務」(2,552者登録)に変更。</p>
<p>・技術的に難しくない業務の発注の場合、総合評価の点の配分として、価格点の配分を上げて行うようにしても良いのではないか。</p> <p>加算方式では、技術点と価格点の配分の検討の中で、技術的なものを難易度などからどう評価するかで最終的な配分が変わってくるので、そのあたりを考慮して発注を行う必要があると考える。</p> <p>このあたりについての考え方はどのようなになっているのか。</p>	<p>・業務の発注にあたっては、プロポーザル方式、総合評価落札方式のいずれかの方式を選定することを基本としているところ。</p> <p>総合評価落札方式では、標準型(1:2)及び簡易型(1:1)の2つの形式としており、難易度が高く業務に対する取り組み姿勢を評価することによって、品質向上が期待できる業務については、技術点の配点が2倍となる標準型を採用し、それ以外については簡易型としている。</p>
<p>・この業務については、技術者確保のために入札公告の時期を2月より早くすべきではないか。</p>	<p>・ご指摘のとおり、一者応札での競争性を確保のためにも発注手続きを早めたいと考えている。</p>
<p>・業務期間を2年間とすることによって応募者が増えるのか。</p>	<p>・結果として2者の資料請求、1者のみの入札となった。こうした結果を踏まえ今後の対応の検討材料としたいと考えている。</p>

(5) 通常指名競争入札（建築関係建設コンサルタント業務）

【かすみ寮改修実施設計業務】

意見・質問	回答
<p>・1回目の入札時から1者のみの入札であったのか。この業者が指名競争入札における落札者なのか。</p>	<p>・当初実施の一般競争入札では、1回目の入札時より一者応札であった。また、当初実施の一般競争入札での応札者と同入札から移行後の指名競争入札における落札者は同一の業者となっている。</p>
<p>・不調になった原因の分析はしているのか。</p>	<p>・応札した1者に聞き取り調査を実施したところ、「建築申請において役場から構造計算書の提出を求められた場合、建物全体の構造計算が必要と判断して計上していました。」との回答があった。機構として、特記仕様書では開口部の補強に関わる部分のみ構造計算を計上していた。</p>
<p>・1回目の競争参加該当者は全国で350者なのか。2回目の方が、条件が緩いが、地域が限定されて数は減ったのか。(350者→189者)</p>	<p>・1回目(一般競争入札)の350者は全国の競争参加資格該当者数となる。2回目(指名競争入札)では地域要件として近隣の1都6県に絞っているため、競争参加資格該当者数が189者と減っている。</p>
<p>・業務の規模からみて、「総合点数200点以上の上位55者を選定する」という方針に問題はないのか。むしろ、小規模な業者を指名する方が現実的ではないのか。</p>	<p>・契約事務を簡素化する目的から、50者程度を指名業者とするべく、総合点数200点以上の55者を選定したものである。落札者が不在の場合には、指名替えを行い、総合点数200点未満の者にて2回目の指名</p>

<p>か。実際、受注意欲がある（ある程度競争的な価格で応札した）業者は総合点数205点、200点である。</p>	<p>競争入札を予定していたところである。（総合点数210点以下を全て指名した場合には145者と膨大な業者数となる。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名した上位の業者は大変大きな設計事務所のため、実際に参加するのは期待できないのではないかとと思われる。200点以上の業者で200点・205点といった業者が競争的な価格で入札している現状をみると、もう少し下の業者も含めるべきだったのではないかと。</li> <li>・手続きとして、まずは上位業者を指名するルールがあるのか。規模に応じて下位業者を裁量的に指名可能なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（下位業者から指名することにつきルール上）できないことはないと考え。ご指摘は理にかなっていると考え。指名競争で応札しない会社も多いため、大体ここで1回分ければ、次の50者も概ね次から選定できる事を想定して今回の形としたところである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・2回目の指名競争入札で応札した13者の入札額が予定価格に対して大きなバラつきを示しているが、このことについてどのように考察しているのか。</li> <li>・指名競争の入札価格に4倍くらいのばらつきがあるが、設計の入札でもいつもこのようなものか。</li> <li>・見積額に大きな開きがある。標準単価みたいなものでは推定しづらいということなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築とは異なり、改修は既存の設備や施設との取り合いを検討する必要があることから、入札額にバラつきが生じているものと考えられる。また、同種の建築設計業務では同様の幅で入札金額にバラつきが生じることは特異な事象ではないと考えている。</li> <li>・なお、国土交通省告示第98号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」により、設計額を算出できるよう整備されており、ある程度の推定は可能であるが、応札者は必ずしも同省告示第98号により算出する必要は無いため、結果、入札額にばらつきが生じることになる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積額に大きな開きがあるのは、発注する改修工事の具体的内容が明確でなかったのか。業者が作業内容の領域に判断がつけられなかったからなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書や参考図は明示したが、構造設計書の必要性や、設備関係である電機設備、機械設備の既存の状態が不明であった為、業者の推考の差がでたと考えられる。</li> </ul>

**(6) 補償契約**

**【土地売買等に関する契約】**

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・立木調査が行われたのは平成17年10月20日であり（堤体が完成した時期）、約17年前であるが、本件は補償額も小さく、当時の調査結果をそのまま使用したということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設事業中に立木調査を実施しており、早い段階で用地取得した土地と、補償の考え方に不公平が生じるのを防ぐため、当時の調査結果を採用している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対策用地は、満水時に水に浸かっている貯水池になっているところも渇水期には陸に現れて荒廃化の可能性があるから、渇水期の陸に出ているところも含めて立竹木と土地を購入して、保全対策を行うのか。それとも満水時に地肌が出ているところを買うのか。955-1の場合は貯水池まで全てか。この場合、955-2側の状況がよく分からないが、今回購入した貯水池の左側の955-2のところも保全対策用地になるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対策用地は満水時に水につかる部分を含んでいない。</li> <li>・満水時に水につかる部分（955-2）は、建設事業中に貯水池として立木も含めて取得している。</li> <li>・そのため、保全用地は「満水時に地肌が出ているところを買う」と言える。</li> <li>・955-1には貯水池は含まれていない。沢側の955-2までが貯水池で取得しており、保全対策用地の対象とはなっていない。</li> </ul>

<p>か。ここはまた今後の対象なのか。</p> <p>・（審議資料中）イメージ図で保全対策整備と貯水池に分かれているところは、価格格的には同じなのか。</p>	<p>・建設事業と管理段階で単価は異なる。</p> <p>・貯水池は、建設期間中に取得し、保全対策整備の範囲は管理移行後に取得を進めている。</p> <p>・管理移行後は、隣接地を取得している岐阜県の公有地化事業の単価と合わせているところ。</p>
<p>・今回、用地取得地のうち貯水池になっているところは、既にダムを造る際に補償等はして、購入しているのではないか。ダムを作る際に、貯水池の満水にあたる所あたりまでは、補償して取得しているのではないか。</p> <p>したがって、貯水池法面等機能保全対策用地は、ダムが完成したときは、まだ裸地・荒廃地化が想定はされておらず、その後の状況の変化により保全対策用地になったところか。</p>	<p>・貯水池は建設時代に取得完了している。</p> <p>・用地取得地は、貯水池ではなく保全対策用地である。</p> <p>・なお、建設時代にも裸地・荒廃地化は想定し、樹林帯事業として取得を進めていたところであるが、955-1は管理移行後において、改めて貯水池法面等機能保全対策が必要と判断された土地である。</p> <p>※樹林帯事業・・・貯水池保全の観点から、貯水池周辺の土地を取得のうえ、土砂流入防止、濁水防止措置を図る事業</p>
<p>・予防保全（山林公有地化を含む）は、当初ダム造成の時には考え方としてはなかったのか。</p> <p>そうでなければ、当初から購入しているべきではないのか。</p> <p>裸地、荒廃化は、当初想定していなかったのか。</p>	<p>・山林公有地化事業の事業主体は岐阜県であるが、裸地・荒廃地化は想定し、「徳山ダム上流域における水源地域の斜面の荒廃の防止、良好な自然環境の保全・創出、新たな交流拠点としての活用」を目的として平成17年度から取得を開始しているところ。</p> <p>・建設時代にも裸地・荒廃地化は想定し、樹林帯事業として取得を進めていたが、管理移行後において、改めて貯水池法面等機能保全対策が必要と判断された土地の取得を行っている。</p>
<p>・保全対策用地はどのようにして決められたのか。</p> <p>現状、この面積で十分なのか。今後の様々な状況で変わってくる可能性はあるのか。</p>	<p>・貯水池等機能保全対策用地の範囲は、ダム貯水池周辺の植生、地形、地質、地滑り等から判断して必要最低限の範囲を選定している。</p> <p>・現状、この面積で不足はないと判断している。</p>

## 2. 委員会による意見の具申又は勧告

なし

## 3. 問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 江頭 憲一（内線 2251）

技術管理室技術調査課長 夏目 浩和（内線 4631）

用地管財部用地補償課長 登里 聡（内線 2321）